
プロジェクト リース

項目 実務対応報告公開草案第 43 号「リース手法を活用した先端設備等
投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取
扱い(案)」に対するコメントへの対応
- リース会計専門委員会において示された意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、2015年2月9日に開催された第74回リース会計専門委員会で専門委員等から示された意見を説明することを目的としている。

2月9日開催のリース会計専門委員会において示された意見及び対応案

2. 2月9日開催のリース会計専門委員会において示された意見及び対応案は以下のとおりである。なお、対応案に示された内容については、審議事項(3)-2に反映している。

(1) コメント6（公開草案へ寄せられたコメントについては、審議事項(3)-2参照。以下同様。）について

- ✓ 文案第7項の「契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日における借手の追加借入に適用されていたであろうと合理的に見積もられる利率」の意味が不明である。契約変更の中には、キャッシュ・フロー、リース期間や残価の変更など色々なパターンがあり得るが、コメント対応案はリース期間の変更にしか着目していないように思われる。それでは、リース料が均等ではないように契約内容が変更される場合などにおいて、実務上、上記の利率を見積もることができず、合理的に見積もることができず、「契約変更後のリース期間に基づいて当初のリース取引開始日における借手の追加借入に適用されていたであろうと合理的に見積もられる利率」というニュアンスを含めることでどうか。

➤ 上記の意見を踏まえて、結論の背景第24項に「具体例としては、リース適用指針第95項に準じて、例えば、契約変更後のリース期間と同一の期間に基づくスワップレートに借手の信用スプレッドを加味した利率や新規長期借入金等の利率」という表現を含めることでどうか。

(2) コメント12) について

- ✓ 本リース・スキームにおいては、変動リース料の見積りは固いという前提で固定リース料と同様に会計上取り扱うという判断をしているものと考えられる。変動リース料の場合に、各貸借対照表日におけるリース料総額に基づくファイナンス・リース取引かどうかの再判定を行ったとしても、リース期間の経過とともに再判定の結果が異なることが頻繁に起こるとは考えられないため、変動リース料の場合にこの再判定を行うことが過度に実務上の複雑性を生じるように思わない。第22項でこの再判定を行わないこととする理由を再度検討したほうがよいのではないかと。
- ✓ リースの分類が変更されるのは、契約内容の変更があった場合という前提があつて、見積もりの変更や環境の変化では、リースの分類を見直さないという整理をしたということも、変動リース料の場合に、各貸借対照表日におけるリース料総額に基づくファイナンス・リース取引かどうかの再判定を行わないこととしている理由として挙げられるのではないかと。

➤ 上記2つの意見を踏まえて、「本リース・スキームにおける変動リース料について、リース取引開始日の見積りにおいては一定の客観的な検証(第30項参照)が要求されるのに対し、契約内容の変更を伴わない場合のその後の見積りにおいては必ずしも同等の検証は要求されていない」点についても、追加的な理由として記載することでどうか。

(3) コメント14)について

- ✓ 同一期間内にリース取引の開始と契約変更が複数生じた場合に、文案第9項に示される両方のパターンの会計処理が同一期間内で行われる可能性があり、そのような会計処理を禁止する必要はないのか。
- ✓ 同一期間内にリース取引の開始と契約変更が生じた場合には、リース取引開始日に遡って会計処理を行うとするアプローチも考えられるが、そのような場合は稀であると考えられることから、コメント14)に対しては、同一期間内にリース取引の開始と契約変更が生じた場合の会計処理については示さないと回答することも考えられる。

➤ 上記2つの意見を踏まえて、コメントへの対応(案)に「本リース・スキームにおいて、同一年度にリース取引の開始と契約変更が生じるケースは稀と想定されることから、そのような場合の取扱いを示す必要性は小さいと考えられる」旨の記載を追加することでどうか。(コメント対応表14)参照)

(4) コメント15)について

- ✓ ASBJの役割は、利害関係者の意見調整であり、このような利害関係者の意見を集約して質の高い基準を開発することに資することであると考える。よって、最終的な会計基準の公表時点までさまざまなコメントが寄せられることを制約することは意図されないのではないか。
- ✓ 外部の団体のパブリックコメントの制度を参考にして、氏名だけでなく、所属先や連絡先についても把握することが必要ではないか。コメントの趣旨を確認するためにも連絡先を把握することは重要であるとする。

➤ コメント15)及び上記2つの意見についての対応は、コメント対応表15)を参照のこと。

(5) 文案及び設例(審議事項(3)-3参照)について

- ✓ (第23項について)「契約変更によって多くのケースでは、リース物件に関してリース契約開始日に決定されたコストの負担等について借手と貸

手との間で何らかの追加的な移動が生じると想定される」という表現がわかりにくい。そのため、契約変更後のリース取引がファイナンス・リース取引かどうかの再判定を行うアプローチとして、契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日に遡って再判定を行うアプローチを支持する立場から同表現を修正するなど、規定ぶりをわかりやすく工夫することはできないか。

➤ 第23項の表現を「契約変更によって多くのケースでは、リース契約開始日におけるリース物件に関するコストについて借手と貸手の間の負担関係に変更が生じたと想定されることから、リース物件の当該コストに対して契約変更後の条件に基づき結果的に借手が負担することとなったコストを反映して再判定をすべきとの意見も示された。このような考え方からは、当初のリース取引開始日に遡って再判定を行うアプローチがより適切と考えられる。」と修正することでどうか。

- ✓ (第25項(2)について) 本実務対応報告は、対象が本リース・スキームに限定されるとはいえ、「契約内容の変更は、遡及適用が求められる会計方針の変更や修正再表示が求められる過去の誤謬の訂正とは異なる性格を有するものであり」と言い切れるのかについて納得していない。そのように言い切るということについては、契約変更の変更と、会計方針の変更や過去の誤謬の訂正との間の会計処理の違いを正当化するだけの両者の性格の違いがあるということを当委員会を確認していることを意味するように思われるため、他の会計基準への波及も考慮して、表現を工夫してはどうか。

➤ 第25項(2)を「本リース・スキームにおける契約内容の変更は、一般的には、遡及適用が求められる会計方針の変更や修正再表示が求められる過去の誤謬の訂正とは異なる性格を有するものであり」という表現へ修正することでどうか。

- ✓ 本リース・スキームに関する設例の仕訳上、決算日に未払利息を計上する場合、その翌日に再振替仕訳を行う必要がないのか検討が必要ではないか。

➤ 設例1で決算日に未払利息を計上している場合には、その翌日である期首において再振替仕訳を行うことでどうか。

以上